

近江八幡町の尾張藩領編入に関する新史料について

大塚英二

はじめに

尾張藩への調達金抛出の過酷さを議論の柱として、近江八幡町と同藩領編入の問題点は関係する自治体史の中で検討されてきた。^①近年では山中雅子氏の研究がその到達点を示しているが、基本的な評価として示されるのは、尾張藩財政補填のため近江八幡商人の財力が期待されたこと、そのために幕府の意向として従来の尾張藩領地と近江八幡町が替地されたこと、その支配のもとで同藩に対して百万両にも及ぶ債権を八幡側が抱えたこと、八幡側はもともと尾張藩の支配には反対であり、支配中も反発を強めつつ、幕領回帰を求めていたこと、結局尾張藩の支配は天保十三年(一八四二)から嘉永七年(一八五四)までの一三年間足らずで終了したものの、債務は不履行のままだったこと、等々である。

以上の理解は、尾張藩財政再建のために近江八幡町がいかに利用され、屈従させられたかという視点に貫かれたものであった。これは、近江八幡側では今も語り継がれるものであり、当然ながら一面の実態^② 眞実を提示しているが、もう一面で八幡側に一切の主体性は存在しなかったのかという疑問も浮かび上がらせる。実は、この点で、当の山中氏が八幡町の尾張藩領編入に際して、天保十二年に発せられた株仲間解散令との関わりに言及しているのは、非常に重要である。ただ、氏の場合、尾張藩支配の中で近江八幡町には株仲間解散令が発令されなかった可能性について述べている

のみで、尾張藩の経済政策と八幡町商人側の利害の一致がそこに見られた可能性を示唆したにとどまっている。^③ すなわち、八幡側も商売をしていくうえで尾張藩のような地域的に株仲間を存続させ業種ごとの営業を司らせることに魅力を感じていたというわけである。とすれば、従来の理解は大きく改変せざるをえなくなるのであるが、山中氏はそこまで踏み込んでいない。それは、それ以上の証拠が見つからないからであり、尾張藩領下での状況と、まさに状況証拠だけでは、尾張藩編入までの八幡側の主体的な動きを実証することができないからである。

ところが、幸運にも我々はいま新たな史料を手にした。尾張国津島町の惣年寄兼名主を勤めた渡邊新兵衛（通名）家に残された文書群の中に、近江八幡側が朽木氏知行ののち尾張藩の領有下に積極的に入り、そのもとで商業をより一層進展させる積りでいたことを示す上申書等が発見されたのである。渡邊家は藩主との目見の格式を有する地方御用達の一員であり、藩財政にも大きく関与していた人物であった。そうした家なればこそ、こうした上申書の写しを遺していたと考えられる。これにより、山中氏が詰められなかった一点を大きく前進させることができるはずである。以下、当該史料の全文を掲げ、内容について解説を加えることで、近江八幡町と尾張藩との関係について、従来の理解を超えた、より客観的で、相互連関性のある解釈を試みたい。そして、八幡町の財力を尾張方がいかに活用しようとしていたかについても、具体的に提示したい。

なお、本史料は愛知県史編さん事業で確認されたもので、一部は県史資料編に掲載予定であることを付け加える。

一 関連史料の紹介——八幡商人の領地替えに対する意識——

関連史料は天保十一年（一八四〇）正月から書きとめられた「諸願達留」^④の中にある。全体としては同年の津島村から代官所に宛てた願書や届けの写しが記されているのであるが、そこに文政九年（一八二六）二月の年紀の入った史料が採録されている。一四年も前のものがなぜ入れられたかについては、この留書の主である渡邊又蔵が当該史料の直前

に次のような一文を入れていることが大きなヒントとなる。

覚

江州八幡町

一御高五百五拾八石三斗五合

家数貳千六百軒余

右之内福祐之者

百貳拾軒余

右之通ニ御座候、以上

子十月(天保十)

渡邊又蔵

要するに、渡邊又蔵は近江八幡町に関する調査資料を尾張藩勘定方に報告したのであろう。それは、近江八幡町の幕領から尾張藩領への転入が内示された天保十一年のことであった。そして、その時にかつて一四年前に何らかの形で集められた史料が添付される形で提出されたのだと考える。その付随した史料を次に掲げよう。史料1〜4は連続して記載されている。

〈史料1〉

江州八幡福福(つぐ)之者名前書上

為心町

(以下、便宜上、金員と人名は二段に組む…筆者注)

八千両

鉄屋與左衛門

壹万両

枅屋惣兵衛

拾万両

松前屋小八

千五百両

松前屋長兵衛

五千両

塩屋惣十郎

三千両

松前屋弥三左衛門

千式百兩	杣屋次兵衛	千兩	絆屋三左衛門
千式百兩	同 三郎兵衛		
	大杉町		
貳万兩	山形屋甚五郎	四千兩	嶋屋権兵衛
貳千兩	鉄屋増兵衛	千五百兩	飴屋安兵衛
三千兩	絹屋太郎兵衛		
	魚屋町		
千兩	岡田九兵衛	三万兩	井狩伏七
拾五万兩	同 四郎左衛門	三万兩	鉄屋喜左衛門
千五百兩	井筒屋清吉	千五百兩	荒物屋作助
三千兩	質屋太郎兵衛		
	新町		
三千兩	唐田孫兵衛	貳千兩	貝野屋次郎左衛門
千五百兩	嶋田屋久左衛門	五千兩	木下屋與三兵衛
四千兩	塩屋三左衛門	七千兩	備後屋才左衛門
	永原町		
壹万五千兩	仙台屋次郎兵衛	壹万三千兩	麻屋喜兵衛
壹万兩	山中屋新助	貳千兩	鵜川與次兵衛
壹万兩	灰屋半六	貳拾万兩	同 きせ
三千兩	鵜川屋久兵衛	五万兩	寺村屋市左衛門

千五百兩	鍵屋利兵衛	五千兩	糺屋作兵衛
千兩	同 九郎兵衛	壹万五千兩	麻屋長左衛門
五千兩	最上屋次左衛門		
	仲屋町		
壹万兩	灰屋甚兵衛	八千兩	中井屋長四郎
千五百兩	山形屋與吉	壹万五千兩	松前屋市左衛門
四千兩	大文字屋彦兵衛	壹万兩	塩屋金太郎
三千兩	井白清兵衛	貳万五千兩	同 清五郎
拾万兩	加茂屋與左衛門	五千兩	松前屋傳左衛門
貳千兩	たはこ屋甚兵衛	千兩	蚊帳屋佐兵衛
千兩	糺屋傳兵衛		
	西町		
五千兩	最上屋権左衛門	千五百兩	伊庭屋源藏
	池田町		
千五百兩	糺屋又兵衛	千三百兩	加茂屋善助
千五百兩	嶋屋半兵衛	千兩	菊屋庄兵衛
千貳百兩	絹屋藤助	三千兩	秩父屋太左衛門
	寺内		
四千兩	簾屋喜兵衛	五千兩	納屋嘉兵衛
千五百兩	油屋弥兵衛	千五百兩	泊屋甚兵衛

千五百兩 あらみ屋善左衛門

三千兩 丁子屋善次

五万兩 同 傳兵衛

三万兩 森五郎兵衛

拾万兩 西川利右衛門

三万兩 西川徳藏

五千兩 菊屋茂兵衛

三千兩 伊勢屋惣七

小幡町

千五百兩 西屋五郎兵衛

貳千兩 最上屋善九郎

三千兩 道具屋喜兵衛

貳万兩 市田清兵衛

七千兩 灰屋久兵衛

右書上申候通相違無御座候、以上

文政九年戊二月

貳千兩 鉄屋卯兵衛

拾五万兩 扇屋庄右衛門

五千兩 同 惣助

千兩 絹屋利助

五万兩 同 庄六

千五百兩 同 利左衛門

貳千兩 なら屋安兵衛

貳千兩 紺屋九左衛門

三千兩 同 六郎兵衛

千兩 同 善太郎

貳万兩 扇屋長左衛門

五万兩 泊屋四郎左衛門

江州八幡丁 扇屋傳兵衛

日野屋清左衛門

右傳兵衛・清左衛門兩人と奉申上候、八幡町当時居住福祐之者共凡書面之通相違無御座候、以上

江州山之上村

西田左近右衛門

同 岡谷村

岡谷弥次右衛門

〈史料2〉

御内願奉申上候御事

江州八幡御領主朽木主膳様同国同郡木村・小房村江去酉十二月十五日御所替被仰付、則当二月朔日御引渡、八幡御料所ニ被 仰付候、然ル処右八幡御高五百五拾八石三斗五合家数式千六百軒余之場所ニ而、当時福祐之者百式拾軒余有之、右百式拾軒余之者小家千両以上より大家拾万両以上之者共ニ御座候而、江州最第一富饒之地ニ御座候得共、元来地狭之場所ニ御座候而田畑作方者不仕、土地産物売事ニ而渡世仕、諸代呂物諸国江相送申候内、就中

尾州御領分之内江取引仕来候処、尾州様江州之内御領分も被為有候ニ付、御替地御願被下候而、八幡 尾州様御領分ニ被 仰付被下置候ハ、同御領分ニ相成候ニ付、諸産物 尾州御領分之内差送候儀無心置取計申度、右之通ニ相成候得ハ、八幡弥成立之基、随而産物引合候 尾州御領分之衆中模通ニも相成候儀ニ御座候得ハ、何卒八幡 尾州御領分ニ相成候様被 仰付被下置候様偏ニ奉願上候、尤今般八幡 御料所ニ被 仰付候、付而ハ御公義思召も被為在候御儀ニ奉存、外御大名様御領分ニ被 仰付候而ハ何事も詮無御座候得ハ、乍恐急卒御賢慮被成下候様奉願上候、右願之通被 仰付被下置候ハ、八幡居住之者共永々御高恩を相忘申間敷候間、厚御賢慮被成下置候様重々奉願上候、仍之八幡居住之者当時身柄之名前別紙ニ相認奉願上候、以上

江州八幡町

文政九年戌二月

扇屋傳兵衛

日野屋清左衛門

右傳兵衛・清左衛門兩人儀八年来懇意之者共ニ付、私共江申出候、何卒其御筋々江被 仰達上、願之通被 仰付被

下置候ハ、難有仕合可奉存候、以上

江州山之上村

西田左近右衛門

同 岡谷村

岡谷弥次右衛門

右之通相認子十月十一日高田様へ差上申候、使兵八

(二字あきは平出、以下同じ：筆者注)

〈史料3〉

乍恐御含迄奉願上候御事

江州八幡町之儀ハ御高辻五百五拾八石三升五合家数式千六百軒余、右之内千両以上方拾万両以上之者凡百式拾軒程居住仕罷在誠ニ江州第一之福祐之者集り在之、仍之御余勢之御諸侯方御替地之思召有之由、八幡町之者共甚相危踏、然ル処 御国元名古屋表蚊屋地・筆之鞘等其余諸産物売事之取組多御座候間、八幡町 尾州様御領分ニ被為 仰付候得ハ御同領と相成、売事之取組安心ニ取遣り仕八幡町成立之基ニ御座候ニ付、何卒 尾州様御領分ニ被為仰付被下置候様仕度一統宿願ニ御座候処、手寄も無御座不心成年月を送り来候由之処、去 御権門家之御諸侯御替地御願被成候由風聞伝承仕、手遅ニ相成候而ハ何様之迷惑筋差起間敷ものニ而も無之、何卒尾州様御領分ニ被 仰付被下候様之儀、江州山之上村西田左近右衛門・岡谷村岡谷弥次右衛門兩人を以、朽木主膳様御領知之節方相願候ニ付、御為筋ニ被為成候御儀と奉存、鳥居五兵衛様御勤役之節段々奉申上候処、八幡町之者とも御領分を御慕ひ奉申上候ニ付、内望存立候ハ、願書為差出候而ハ如何ニ候哉と被 仰候ニ付、此段左近右衛門江私了簡を以相通辞申候処、早速八幡町之者共江左近右衛門談付候処、願書奉差上、弥御領分ニ被 仰付候御儀ニ御座候得ハ、勘考も御座候得共、若願書奉差上候而 御領分ニ不被 仰付候節ハ当時之御領主様江申訳相立不申難渋之次第ニ御座

候、此段御賢察被下度此旨奉申上候処、尤之儀ニ被 仰、其節小嶋傳左衛門殿・富田東四郎殿江州地江御差向御内々繪図面等御取調御座候処、朽木様御儀ハ去ル文政八酉十一月十五日木村并小房村ニ而御替地被仰付、八幡町之儀ハ文政九戌二月朔日信楽御支配所ニ相成候由ニ付、八幡町之者共望（ヌカ）を失（ナ）ひ相歎息仕候由伝承仕罷在候、然ル処猶又 御領分を御慕ひ奉申上、別紙御内願并八幡町身代柄之者共分限付相添、左近右衛門持参仕候得共、墓々敷無御座、時節を相待申候方外無御座様相諭置申候、然ル処今般 御領分ニ御替地相済申候由恐悅至極奉存候、右ニ付奉申上候も重々奉恐入候得共、八幡町最初朽木様御領分之節方 御国を御慕ひ奉申上、左近右衛門を以私方江申越候ニ付、御為筋と奉存、種々手を尽し、父周右衛門骨折置候義等も御座候得ハ、私相応成御用も御座候ハ、父周右衛門寸功被為 思召分被 仰付被下置候様奉願上候、乍恐奉願上候通相応之御用も被為仰付被下置候ハ、彼地之風土并富饒家之者共気配相探り、猶御模通筋之一助ニも被為成候御儀も御座候ハ、聞合御達可奉申上候間、父周右衛門寸功、且私儀も乍不束 御為筋を奉存、左近右衛門とも年来申合候義等被為 思召分、何卒八幡町江付候御用も御座候ハ、被為 仰付被下度、此段重々奉恐入候得共、御願奉申候、仍之八幡町御高辻并家数分限之者共名前過去之御義候得共、信楽御支配所相成候節御内願ニも相添奉入御覽候、以上

子十月

渡邊又蔵

（朱筆）

「右之通相認子十月十一日高田様へ先々御内々御含迄奉入御内覽候、尤高田様限と奉存候、以上」

（貼紙）

「是ハ右用候得共、後々之存寄ニ而入用覚計申候（以上傍線部朱筆：筆者注）」

但、分限附之儀ハ都而半減ニ認差上候様、西田左近右衛門申聞候、右主意之儀ハ別紙御願之通 尾州様御領

分ニ被為 仰付候節ハ、万々一金子御調達御用被為 仰付候砌手支ニ相成候而ハ奉恐入候ニ付、半減之分限ニ

認置候由、八幡町扇屋傳兵衛・日野屋清左衛門申聞候由、左近右衛門申聞候

「

〔史料4〕

(後筆)

「早序六日限小嶋方へ遣申候」

奉拜啓候、追日冷気相募申候処、被為揃益御機嫌能被為渡恐悦至極奉存候、随而私内隠居共無異踏先跨申候、乍恐御安慮被為遊可被下候、然ハ今般江州八幡町御領分ニ相成候由、右ハ先年父周右衛門骨折置候義も御座候、此節相濟候義ハ、御重職様⁶被為仰立候御儀ニも御座候哉、又ハ下々之者より御願申上候義ニ御座候哉、右御替地之一件浅倉様御骨被為折候様当辺ニ而ハ噂仕候、何卒乍御面倒こふゆふ手よりニ而相濟申義と之事、極御内々ニ而御知被下置候得ハ難有仕合奉存候、何卒急卒御一筆爰者へも被下置様奉願上候、右御願奉申上度如此御座候、已上

子十月十二日

渡邊又蔵

西圓蔵様

史料1には、近江八幡町を構成する個別町のうち為心町以下一六の個別町に存在する富裕な商人の名前と、推定されるその身代が書き上げられている。最大の身代二〇万両を有する永原町灰屋の女主人きせ等一一人の名前が上がっており、その身代合計は一五六万七四〇〇両である。この数字はあくまでも八幡町に在住する者のうち富裕層の実力を示したに過ぎず、その二〇倍の軒数を誇る同町の財産規模は二千万両にも及ぶという報告もある⁶。この覚書は文政九年(二八二二六)二月に八幡町の町年寄と推定される扇屋傳兵衛と日野屋清左衛門の両名から出されているが、宛先はな^い。おそらく宛先は、幕領に決定する以前から調査をしていた尾張藩勘定方関係者であると思われる。なぜなら、この覚書に奥書を入れているのが、近江国(蒲生郡)山之上村(現竜王町)の西田左近右衛門と同岡谷(屋)村(現竜王町)の岡谷弥次右衛門の二名だからである。この両村は従来から尾張藩領であり、この二名が同藩領編入の動きに直接かわっていたと考えられるのである。そして、渡邊氏と二人の間には何らかの関係があったとも見るべきである。ま

た、扇屋傳兵衛・日野屋清左衛門と江州尾張藩領の二人は昵懇の関係であったことが史料2から知ることができる。とするならば、尾張藩領村の西田と岡谷が間に立って作られた、八幡町の実情に関する覚書（写し）が、地方御用達として活動していた渡邊氏に伝えられたということが推定できる。^①

ところで、それではこの莫大な身代を示す数字は何のために挙げられたのであろうか。それは領主側がその財政のために資金を調達しようとしていることは自明だったので、それへの対応であることは史料3の貼紙部分の記述に明らかである。しかも、身代の金額は実は半分ほどに見積もって記してあるとしている。これは、調達を命じられた時に「手支」が生じないように、あらかじめ少なく示しておいたほうがよい、という西田左近右衛門からの助言があったからだと
言う。いずれにしろ、尾張藩ならずとも八幡町の財力は極めて魅力的に見えたに違いない。

次に史料2であるが、これは史料1を別紙とする尾張藩勘定方への内願書である。まず、文政八年（一八二五）十二月に近江八幡知行主の旗本朽木氏が同国蒲生郡木村及び小房村（いずれも現東近江市）へ所替えとなり、翌文政九年二月に領知の引き渡しが行なわれたことを示している。その結果、八幡町は幕領となったのであり、直ちに尾張藩領に編入されたのではなかった。文章からは、八幡町及び尾張藩の側からも幕府に対して何らかの働きかけのあったことが推定されるが、この時点では八幡町は尾張藩領になることはなかったのである。

史料には、八幡町が村高としては五五八石余りの中規模村であるものの、家数が二六〇〇軒を超える、非常に過密に町場化した郷町であることが示される。その中の五パーセントほどに当たる一二〇軒余が史料1で示したような裕福な経営であり、八幡町は近江国で最も「豊饒之地」であるとされる。しかし、町村は土地が狭く農業をするものは少なく、物産を売りさばき諸国に送ることで渡世を送っているとする。その中でも尾張藩領分との取引が多く、尾張藩も近江国内に領地をもっていることから、替地によって八幡町が尾張藩領になれば、様々な産物を何の心配もなく領内に送られて、それにより八幡町成り立ちの基礎ができ、現在でも取引している尾張藩領内商人との模通もよくなるという。それゆえ、八幡が尾張藩領となるよう内願しているのである。とはいうものの、この内願時点では八幡町の幕領上知が決

定しており、公儀としての思召でもあるであろうが、この先尾張藩以外の大名の領分に仰せつけられることがあつては元も子もないので、今後は尾張藩領に仰せつけてくれるよう迫っているのである。そして、尾張藩領となつたならば、八幡町の者は「永々御高恩を相忘申間敷」と締めくくっている。少なくとも、文政八年ないし九年段階において、近江八幡町は尾張藩と相思相愛の関係にあつたようである。それは、間違いなく近江八幡商人の商業活動上のメリットと、尾張藩側の財政補填要求とがマッチしたことを示している。後の株仲間解散令に関わるまでもなく、両者の利害は一致していたのである。

なお、この史料は尾張藩地方御用達渡邊又蔵が写したものであり、それを子年（天保十一年、一八四〇）十月十一日に高田様に差し上げた史料にはある。高田なる人物は「尾張藩土名寄」で調べると、高田嘉八郎と特定できる。彼は代官手代から出世し、文政八年（一八二五）には支配勘定組頭、天保十年（一八三九）には勘定吟味役となっている。まさにこの史料作成段階では勘定吟味役という勘定方の要職についていた。最終的に幕末維新期には代官にまで上り詰めるのであるが、彼と渡邊又蔵が連絡を取り合つて、八幡町の尾張藩編入に際して何らかの資料作りをしていたことがうかがえるのである。

史料3は、これを見れば史料1、2を含め3までの状況がすべて明らかとなる。すなわち、近江八幡が幕府の信樂代官所支配となつた折に出した内願も「相添奉入御覽候」とあるように、渡邊又蔵が尾張藩勘定方に対して「御合迄」に提出した願書に添付されたものが史料1と2だったのである。しかも、この史料には、文政八年から同九年にかけての八幡側と尾張藩側のそれぞれの思惑がより具体的に示されていて、八幡の尾張藩領編入にかかわる両者の利害が一層明確となつているのである。

初めに八幡側が尾張藩以外の諸侯への替地を非常に心配していたことが示されるのは同じである。そして、先の史料には見られなかった八幡商人が扱う具体的な商品名が示される。蚊帳の生地や筆の鞘などの諸産物の取引が尾張藩との間では多いとされる。もちろん、それだけではないだろうが、安心して商行為ができることが町の成り立ちの基であ

り、そのために尾張藩支配となることが八幡の宿願であるとしている。

そうした願いの「手寄」もないままに時が流れていたところ、尾張藩以外の「去 御権門家之御諸侯」が八幡の領地化を願っているとの風聞が伝えられ、手遅れになってはどうしようもないので、旗本朽木氏支配の時代から尾張藩領下の村々の代表二人（西田左近右衛門と岡谷弥次右衛門）をもって同藩へ願を出していたのである。これは尾張藩にとつて「御為筋」になると判断し、尾張藩勘定奉行の鳥居五兵衛⁹⁾にいろいろ相談した結果、八幡町より願書を出してはどうかと鳥居からの提案があつたのである。八幡側ではそれをよい考えとしつつも、万一願書を出して尾張藩領への替地を仰せつけられなかった場合には、その時点での領主である朽木氏に何とも申し訳が立たなくなるので、この点を推し量っていたという。それも尤もな話なので、尾張藩では勘定方役人の小嶋傳左衛門と富田東四郎の両名を近江に派遣して内密に八幡町に関わつて絵図面などを調査していたところ、朽木氏は文政八年十一月に先述の木村・小房村に替地となり、八幡は翌年二月に幕府代官支配となつたのである。

八幡側はこの決定に意気消沈してしまつたが、それでもなお尾張藩を慕い続け内願の準備を進めていた。その後、事態はかばかしく進行せず、時を待つていたところ、急転直下、八幡町の尾張藩編入が実現した。それは天保十一年（一八四〇）九月の段階でのことであり、この点については山中雅子氏が『尾張藩社会の総合研究』第二部中の「尾張藩の近江八幡支配」で詳しく述べている。但し、文政九年から天保十一年までの間の動きは、本史料でも山中氏の研究でもほとんど説明されていないが、幕府と尾張藩との間で十分なやり取りのあつたことは疑いないだろう。問題は、既に八幡町の帰属は決定済みであるにもかかわらず、渡邊又蔵はなぜこの願書を準備したかである。その意図がやつと最後に現れる。すなわち、八幡町の朽木氏支配時代より「御為筋と奉存、種々手を尽し、父周右衛門骨折置候義等も御座候得ハ」「私相応成御用も御座候ハ、父周右衛門寸功被為 思召被 仰付被下置候」よう又蔵が願っているのである。要するに、今回八幡町が尾張藩領に編入されるに至つた功績の一部は父周右衛門（文政期には新兵衛であつたが改名した）にあるのであり、その点を考慮し、又蔵自身にも八幡町に関わる何らかの御用を与えてくれというわけであ

る。

尾張藩では、天保十一年九月に老中水野忠邦から八幡町の領知編入の内示を受けた段階から、その替地について勘案することとなり調査に乗り出していくが、ちょうどその段階がこの又蔵の願書執筆時期である。彼は自分にふさわしい御用を与えてくれれば、彼の地の風土や豊饒家の様子について探索することを約束している。そして、かつて父が関わり調査した内容（過去のものとなってしまったが、八幡町の高辻・家数・富裕者の名前）と文政八年までに準備していた内願書を添えて提出したというのである。つまり、これらの史料1〜3は全体として、近江八幡の尾張藩領への編入によって予想される様々な権益の発生に関わり、地方御用達である渡邊又蔵が父の功績を示しつつ、何らかの形でその受益に与かるうとして、八幡の尾張藩編入内示の一ヶ月後（天保十一年十月）に用意されたものと考えられる。

他の三つの史料と少し性格の異なる史料4は、又蔵が天保十一年十月十二日に「西圓蔵」へ宛てた書状の写しである。尾張藩士に「西」氏はいないので、これは片名字であることが分かり、西田圓蔵を指すと推定できる。彼は天保十一年段階で勘定吟味役であったことが確認できる¹⁾。又蔵は、尾張藩勘定方の西田圓蔵に八幡の尾張藩編入の経緯を詳しく教えてほしいと手紙で要求していることが、文意から明らかである。領地替えは藩の重職の者がリードしたのか、それとも下々の者の要求が大きかったのか、又蔵は何いを立てている。そして、八幡の尾張藩領への編入実現について「浅倉様御骨被為折候様当辺二而ハ噂」をしており「乍御面倒こふゆふ手より二而相済」んだことを内密に知らせてほしいと要求している。史料中の「浅倉様」は朝倉庄次郎のことで、彼は明倫堂教授から奥向きの御用役となり、天保十一年には中奥御番として側向にかなり影響力があったと推定できる。渡邊家は又蔵の父新兵衛の代から御小納戸御用にも関わっていたので、朝倉氏とも面識があったものと思われ、そうした筋からの働きかけがあったことを、又蔵は推測しているのである。

二 関連史料の紹介2―渡邊又蔵の献言―

さて、渡邊又蔵の留書にはその後も近江八幡町関連の史料が出てくる。書き留めたのは天保十一年十月末から翌十一月にかけてであり、それを史料5く7として掲げる。史料は連続して出て来てはいないが、留書中に現れる順番で示す。

〈史料5〉

御料所近江国蒲生郡八幡町高五百五拾八石余 思召を以尾張殿御領分濃州之内ニ而村替被仰出候間、村柄等宜場所代知ニ御差出可被成候、尤右村方ハ先年御趣意有之私領上知ニ相成候場所ニ付、取締方入念候様御申付可被成旨可被申上候、委細之儀ハ御勘定奉行可被談候

九月

右ハ江戸番市谷西田様へ御伺申上候処、右御書付ハ公辺御老中方より出候御写之由ニ而、別紙御手紙へ御添被下置候、仍之扣置申候

天保十一年子九月也

〈史料6〉

又蔵様

(西田)
圓蔵

内密

拝見、追日寒冷相募候得とも、御揃弥御勇栄被 成御入奉賀寿候、其後者思よりも御無沙汰打過候段厚御用捨可被

下候、大人にも弥以御壯健御入之段相伺、目出度御儀ニ存候、扱八幡御替地一条江付御内々被仰下候趣承知仕候、右ハ先年箕浦在職之頃発端ニ而、其後も追々被仰立も有之候得共一切不相整、当 御代ニ相成候上段々御願有之、大御所様ニも格別ニ筆取られ、右御願達之趣ニハ不抱、全 思召を以被 仰出候儀ニ而御座候処、全 当御前（平也）之儀ハ御賢君様にて、追々御直ニ御願等も有之、仍而相整候わけ合ニ御座候様、御内々御老中方より出候御書付写懸御目に申候、御覽後御火中可被下候、書余尚後音と早々貴鳳までニ申上候、以上

十月廿四日

尚々、折角く叶候、御聴ニ入候様ニ存、乍憚 大人江も宜御伝声可被下候、本文之儀先達而中山之上村西田左近右衛門儀高木南より之手積ニ而出府、追々申上候趣ニ有之候得共、もしや右已前ニ而御進達方御評議も相決候筋にて御座候ハ、此段も極御内含迄ニ申上候、以上

追而爰元此節専ら茶事流行にて、千家裏宗匠御呼下、頻りニ伝授事など申上候、野生なども門入仕申候、御笑可被下候、尚会席付等追付懸御めに様可仕候、以上

〈史料7〉

不奉恐願聊存付候義も御座候ニ付御内々愚考之趣奉申上候

一 江州八幡町御高辻五百五拾八石三斗五合、家数式千六百軒余、右之内千両以上拾万両以上之者凡百貳拾軒程居住仕罷在、江州最第一之豊饒之地ニ御座候処、御替地被 仰付候御儀、当 殿様御賢徳被為備、八幡町之者共御当領を御慕ひ奉申上、御替地被為 仰付候様仕度宿願之義ニ御座候処、速ニ御当領ニ被 仰付、誠ニ自然之道理万民一統恐悦至極ニ奉存候、就而ハ八幡町之者共多年宿意之通被 仰付候ニ付而ハ、一ヶ簾之御為筋も可奉申上歟ニ奉存候得共、元 御仁徳を被為流候と、基方他領迄御慕ひ奉申上候義ニ御座候得ハ、御国之御益筋勘考種々御座候得共、八幡町之者共迷惑ニ奉存候義ハ御好被遊間敷、付而ハ当時正金払底、添銀拾四、五匁之由、右ハ御家中様初百

姓町人之者共米切手金位悪敷一統迷惑至極罷在候ニ付、八幡町之者共聊報恩を奉存、此節御府内程能場所ニ而引替所取立、正金先ツ拾五万両も持参仕、会所ニ積置、正金町相場ニ三分安と申札を懸遣入、先無穿鑿引替候ハ、忽三分安之相場ニ相成、町相場も右同様と相成可申、左候節ハ又三分安ニ引替、前々ニ右之手順ニ取計候ハ、正金之添銀終ニハ三、四匁も相成可申、左候節ハ 御国一般之御摸通尤正金ニ而引替遣候米切手金之儀ハ、御府内木綿問屋を初漢代嶋^{（首大嶋）}・左折嶋^{（佐織嶋）}、或ハ瀬戸物新製御蔵元、又ハ材木屋之類都而、右之内儘成人別御撰ミ、他国ハ正金被入候商売筋之者共、無利ニ而件之八幡町之正金と引替遣候米切手金夫々御割渡、正金ニ而相納候様被 仰付候ハ、引替候米切手金之手筈も符号仕、八幡町之者共初筭引替候節ハ米切手金位宜敷利潤ニ御座候、此段 御賢慮之上尤ニも被為思召候ハ、八幡町之者共御理解被 仰聞承伏仕候節ハ、乍恐 御大益と奉存候、仍之御内々愚考之趣奉申上候、以上

子十一月

渡邊又蔵

史料5は天保十一年九月の八幡町の尾張藩領転入に関わる内示である。幕府は、尾張藩が美濃国の中で八幡に対応する替地を慎重に選んで上知するよう申し渡している。詳しくは勘定奉行と相談するようにとのことであるが、江戸に出ている西田圓蔵にうかがったところ、この文書は幕府老中から出されたものの写しとのこと、別紙の手紙に添えられていたのを又蔵が書き留めたという。

そして次の史料6は、先の別紙の手紙、即ち西田圓蔵から渡邊又蔵に届いたものを又蔵が写しておいたものである。つまり、十月十二日に又蔵が西田圓蔵に対して出した書状（史料4）への返書の可能性が大きい。同月二十四日の日付もそれを裏付けていよう。つまり、又蔵が領地替えに至る動向を尋ねたのに対する回答とみてよいだろう。圓蔵は、この手紙の内容は機密事項であり読後は燃やしてほしいと述べている。しかし、又蔵は現物を燃やしたかもしれないが、きちんと書き留めていたのである。この八幡の一件は大代官格の箕浦氏（與右衛門^⑬）の在職中から進められていた案件

であり、その後も尾張側から話は出ていたが、事態は全く調整がつかなかったとある。ところが、当御代、すなわち尾張藩十二代藩主斉荘の時代になって願書が出され、大御所、すなわち斉荘の実父徳川家斉も格別に理解を示したので、尾張藩の願書の中身にかかわらず、全く將軍の思召しとして八幡の尾張藩領編入が仰せられたのだという。斉荘は賢君であつて、直接に願書を出すなどして調整が図られたのだという。

この手紙からは、直接の言い回しはないが、八幡町の尾張藩領編入に際しては大御所家斉と実子である尾張藩主斉荘の關係性が大きな意味を有していたことがうかがい知られる。実は斉荘の兄斉温は尾張藩十一代藩主であつたが、同様に家斉の実子であつた。既にその時から尾張藩財政を立て直す意味で八幡の尾張藩領編入は構想されていたのかもしれないが、斉温の急逝により文政段階では一旦この計画が頓挫したのであろう。それが、再び家斉の子が後継となることで、八幡町の尾張藩への編入は既定路線として意識化されたものと思われる。

なお、圓蔵は、追伸として、この件が尾張藩領近江国山之上村の西田左近右衛門から別ルートで伝えられる可能性も示唆しているが、その前に又蔵に正式に伝えられる可能性もあるとして、それまでは内密にしてほしいと述べている。

最後の史料7であるが、これが史料3で示した渡邊又蔵の八幡町御用に関わる上申書の具体的中身であると推定する。史料3が書かれたほぼ一ヶ月後であり、その間に又蔵は藩財政立て直しのために八幡町商人にどのような役割を演じてもらうか検討したのであろう。それが、表題の「不奉恐願聊存付候義も御座候ニ付御内々愚考之趣奉申上候」という、やや長めの表現にあらわれている。いかに八幡町が裕福であるかを示しているのは先の史料と同じである。決定的に違うのは、八幡町の者たちの迷惑となるようなことを尾張方が望むべきではなく、単純な献金や調達金を求めてはいない点である。又蔵が案出したのは、米切手の交換に八幡町商人の正金Ⅱ現金を活用するという方式である。尾張藩では正金が払底し、米切手交換の際には添銀と称して銀一四、五匁ほどが付加され、米切手の金位が悪くなっており、藩士も領民も非常に迷惑しているという。そこで、八幡町の者が尾張藩編入への恩を感じるのであれば、名古屋御府内の条件の良いところに米切手の引替所を取りたて、そこに正金一五万両くらいを持ってきて会所に積み置き、米切手の正

金相場を立て直してほしいというのである。町の相場から三分安と人びとに示し、何の詮索もせずに引き替えれば、たちまち三分安の相場が定着し、町の相場も同じとなる。そのあとに、また三分安で交換するというやり方をすれば、最終的に添銀は三、四匁ほどになるとしている。

さて、その次がこの献策の最も重要な点である。米切手の交換を八幡町商人の正金を背景に行うことで、相場が安定してきたならば、名古屋の木綿問屋をはじめ、菅大臣縞や佐織縞などの織物関係者、瀬戸の新製染付焼（磁器）の蔵元（藩専売制度を担当する商人）、材木商人など多くの有力商人の中から確かな人物を選び、他国から商いをして尾張領内へ正金を入れてくれる者たちに、八幡の正金と無利子で引き替える米切手を割渡して、藩へは正金で納入するよう仰せつけられ、引き替える米切手金と手筈も符号し、八幡商人が最初に引き替えた時よりも米切手の金位もよくなり利潤が出る。こうしたことを尾張藩が採用してくれて、八幡町側の理解が得られれば、非常に大きな利益があると、渡邊又蔵は訴えているのである。

おわりに

以上、津島町村の惣年寄兼名主家であった渡邊家文書中に発見された史料1〜4を提示することで、近江八幡の尾張藩編入の意味づけが大きく変わる事となった。すなわち、近江八幡は、天保十一年段階はさておき、少なくとも文政九年段階までにおいては尾張藩への替地を自ら望んでいた節があり（これが町村の総意であったかどうかは十分には判断できないが、町政に関わる有力者はそれを望んでいた）、尾張藩支配の被害者として一方的に編入に対して反対の立場を表明していたわけではなかったのである。むしろ、商業営業上の便宜の面からそれを望む声が大きかったことがうかがえたのである。

もちろん、天保期の編入実現の段階では八幡側の態度も変化していた可能性はある。山中氏が明らかにしたように、

幕領となつてからは、八幡町は幕府の永代支配を望むに至つていたことが知られるからである（幕府永代支配を求めているからといって、必ずしも尾張藩への替地には反対だということにはならない）。また、替地の内示後、その実現まで一年以上を要したことについても反対運動があったからだとの指摘がされている。ただし、この反対運動については、八幡町の実情を調査した岡田文園が「江州八幡志」の中に記したとあるが、天保十二年に成立した本書がどうして天保十三年段階での編入の遅れについてコメントしうるのか不可解である。この編さん史料自体の史料批判が必要であることは論をまたない。『滋賀県八幡町史』下（近江八幡市役所 一九六九年）には先の岡田のコメントがあるにもかかわらず、本来原本に近いはずの旧名古屋市史史料「江州八幡志」にはそのコメントがないと山中氏は明かしている⁽¹⁵⁾が、この違いをきちんと説明しない限り、反対運動については替地に伴つて尾張藩領から幕領に移動した竹ヶ鼻村などの動向のみが確定できるだけである。私見では、調査活動と村々との交渉に手間取つたことは事実であり、おそらくそうしたことの後年八幡町の反対運動により遅れたとの見方を定着させたと推定する。その理解が、自治体史編さん過程で「江州八幡志」の中に紛れ込んだのではないだろうか。天保十一年当時の八幡商人が替地に反対だという生の声を示す史料は今のところ実見できていないし、山中氏の論稿でもそうした史料の具体的な提示はなかつたと見るべきである。

次に、新出史料5く7では、八幡の領地替えにあつて、その動向をつかみ、八幡商人の尾張藩に対する役割を提案する百姓が在地にいたことを明らかにした。津島の有力百姓で藩の地方御用達役であつた渡邊又蔵は、藩が直面する財政問題の中で最も喫緊の課題であつた米切手問題に果敢に切り込み、八幡商人の何十万両という正金が米切手相場を安定化するために役立ち、領内の有力商人の正金決済、ひいては藩庫への正金納入が進展すると提言したのである。これは、八幡商人の迷惑となるであろう調達課金とは異なる形で藩財政を立て直すことを企図したものであつた。しかしながら、この献策が現実のものとなつたかは定かでない。

注

- (1) 『滋賀県八幡町史』（八幡町、一九四〇年）参照。
- (2) 山中「尾張藩の近江八幡支配」（岸野俊彦編『尾張藩社会の総合研究』清文堂、二〇〇一年）、同「尾張藩領有下の近江八幡町調達金について」（岸野編『尾張藩社会の総合研究』二、清文堂、二〇〇四年）、同「尾張藩領下近江八幡町の株仲間について」（岸野編『尾張藩社会の総合研究』三、清文堂、二〇〇七年）。
- (3) 前掲山中「尾張藩領下近江八幡町の株仲間について」参照。
- (4) 渡邊家文書は現在津島市に寄贈されていて、一部は目録が整備されている。しかし、二期目の調査で大量に文書が発見され、現在は愛知県史編さん室において整理のうえ目録化が進められている。
- (5) 渡邊家文書、整理番号16349。
- (6) 前掲山中「尾張藩の近江八幡支配」参照。
- (7) 近江八幡町の尾張藩領編入にかかわって西田左近右衛門と渡邊新兵衛との関係を示す史料は、渡邊家文書中にもまだ存在する。同文書309は文政八年のものと推定されるが、これは左近右衛門が新兵衛に対して近江八幡町村の村況について伝えたものと思われる。詳細についてはここでは検討しないが、全文を以下に掲げておく。

参考資料 渡邊新兵衛家文書 30-62

江州蒲生郡

山之上村

高式千百石余

家数式百五十軒余

庄屋 西田左近右衛門

無足人 平田与市郎

若党 八郎兵衛

同 伊兵衛

右村方無足人若党分と平百姓と三段

上野田村 六百石余

鳥居平村 四百石余

山本村 貳百石余

此村ニ杉原養軒住

右之者ハ

御目見医師

岡屋村 七百石余

西川村 四百石余

田中村 三百石余

〆七ヶ村

尤山之上村貳千百石余之内玉置様御領知

江州八幡

朽木主膳様御領分

五千石御旗本

八幡町数 六十六町

家数

右八幡ニ六軒之富家

灰や 甚兵衛

大文字や利右衛門

同 徳 蔵

扇屋 庄右衛門

同 儀兵衛

仙台や 善右衛門

最上や

碓屋

舟橋屋

右之外富家数多

是迄円満院宮様御名目にて金銀かし付

一木挽用候

前引鋸打候株

前引耆挺ニ付式朱宛出^(カ)

一日ニ四挺打候ニ付、日ニ式分宛ノ置^(カ)

右株相済候様、左近右衛門願

右左近右衛門大代官様御支配

西^(文政八)ノ九月十日私宅へ来り、相願

(8) 蓬左文庫所蔵史料「トコト、徳川林政史研究所ホームページPDFファイル参照。

(9) 前掲「尾張藩士名寄」で見ると、文政四年から同八年にかけて勘定奉行に在任していたので、鳥居の対応が文政九年の八幡町の幕府信楽代官所支配以前のものであることは明らかである。

(10) 渡邊又蔵が両名を「殿」付で呼んでいることから、二人は代官手代級のものだったと推定できる。前掲「尾張藩士名寄」で見ると、後に傳左衛門を名乗った小嶋太六郎が天保十三年に勘定奉行同心を拝命し、やがて一代限りの御目見え以上の格式を得たとある。おそらく、文政期の傳左衛門はその父である可能性が高いだろう。御目見えの格式を得ず手代で引退した場合は「藩士名寄」に掲載されないこともあるので、その父とするのが妥当である。また、富田は文政八年に勘定奉行所の同心であったことが「藩士名寄」から確認できる。

- (11) 前掲「藩士名寄」参照。
- (12) 尾張藩士には「浅倉」の名字を持つ者はおらず「朝倉」が幾人かいるので、こちらであることは明らかである。確実な特定までには至っていないが、おそらく朝倉庄次郎であろうと考える。これについては前掲「藩士名寄」参照。
- (13) 前掲「藩士名寄」によれば、この人物は箕浦與右衛門であることがうかがえる。彼は文政二年から勘定吟味役頭取の役職にあり、文政七年には大代官格として近江国尾張藩領の支配にかかわっていた。
- (14) この人物については前掲山中「尾張藩の近江八幡支配」参照。
- (15) 前掲山中「尾張藩の近江八幡支配」参照。